

南部地域協力ネットワーク 会則(案)

第1条(名称)

本組織の名称は、南部地域協力ネットワークとする。

第2条(目的)

西東京市の南町、向台町、新町、柳沢、東伏見（以下南部地域という。）で活動する団体や暮らす人々が、お互いに連携し協力し合うことにより、地域課題を共に考え、安心安全で住みやすいまちをつくることを目的とする。

第3条(会員)

会員は、原則として南部地域で活動する団体に所属し、本組織の目的に賛同する者等が参加できるが、南部地域の住民で希望する者も参加できるものとする。

第4条(事務所)

本組織の事務所は、代表宅に置く。

第5条(活動基本)

本組織は、共助の自治組織であり、特定の個人、法人又は団体の利益を目的とした活動並びに特定の宗教、政治団体のための活動をしてはならない。

第6条(活動方針)

本組織は、第2条の目的を達成するために、次の活動方針を掲げる。

- 1 会員同士の情報の連絡・共有
- 2 会員同士の活動の連携・協力
- 3 コミュニケーションの活性化、挨拶・声かけのある元気なまちづくり

第7条(活動内容)

本組織は、前条の活動方針に基づき、次の活動を行う。

- 1 南部地域の団体及び住民が、情報共有・情報交換をする定例会を実施すること。
- 2 南部地域の団体及び住民が、活動を連携、協力し合い、地域のつながりを推進していくこと。
- 3 挨拶・声かけやコミュニケーションの活性をはかり、思いやりがあり元気なまちづくりを推進していくこと。
- 4 その他、本組織の目的を達成するために必要なこと。

第8条(会議)

- 1 会議は、総会及び定例会とする。なお、必要に応じて部会等を設けることができる。
- 2 各会議の議決については、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 3 会議に関して必要な事項は、本会則に定めるもののほか、別に定める。

第9条(総会)

- 1 総会は、本組織の最高意思決定機関であり、会員で構成する。
- 2 定例総会は毎年1回開催し、次の事項について決議する。
 - (1) 活動計画・方針及び活動報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 定例会の構成員の選出
 - (4) 役員の承認
 - (5) 会則の改定及び廃止
 - (6) その他、総会の承認を必要とする事項
- 3 役員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

第10条(定例会)

- 1 定例会は、本組織の定例的な会議であり、定例会の構成員は、次の者を総会で選出する。ただし、年度途中で定例会の構成員となることを希望する団体等がある場合は、定例会で決定できる。
 - (1) 南部地域で活動する団体の代表者又は代表者が推薦する者
 - (2) 南部地域の住民で、本組織の目的に賛同し、地域活動に熱意がある者
- 2 定例会は、原則として2ヶ月に1回開催し、第6条及び7条の活動について協議する。

第11条(役員等)

- 1 本組織には、次の役員を置く。
 - (1) 代表 1人
本組織を代表し、組織の活動を総括する。
 - (2) 副代表 2人以内
代表を補佐し、代表が不在のときはこれを代行する。
 - (3) 世話人(庶務担当、広報担当等) 5人以内
本組織の活動の円滑な運営を図るための事務を担当する。
 - (4) 会計 2人
本組織の経理を担当する。
 - (5) 監査 2人
本組織の会計を監査する。
- 2 役員は、定例会の構成員から選出し、総会の承認を得て就任する。
- 3 役員の任期は2年とし、2期を限度とし再任を妨げない。

4 役員が任期途中で辞任した場合、その補充については定例会で選任することができる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代表は、必要があれば役員会を招集することができる。役員会の構成員は、代表、副代表、世話人、会計とし、本組織の企画、調整、及び運営全般に関することを協議する。

第12条(活動運営経費)

本組織の活動運営経費は、西東京市の補助金及び寄附金等をもって充当する。

第13条(活動及び会計年度)

本組織の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条(個人情報の保護)

本組織の活動で知り得た個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いについては適正を期する。

第15条(施行細則)

この会則に定めるもののほか必要な事項は、定例会で別に定める。

附 則 この会則は、平成28年2月 日から施行する。

